特定非営利法人　ネットワーク大府

機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん

重　要　事　項　説　明　書

特定非営利活動法人ネットワーク大府

機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん

大府市追分町二丁目67番地

TEL0562－48－8225

FAX0562－38―5020

指定地域密着型通所介護　指定介護予防通所介護相当サービス

機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護　指定介護予防通所介護相当サービスを提供しています。この説明書はデイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明しています。

1 事業者

（1） 法人名　　特定非営利活動法人ネットワーク大府
（2） 所在地　　大府市森岡町一丁目３０番地
（3） 電話番号　　０５６２－４４－３７３５
（4） 理事長　　矢　澤　久　子
（5） 設立年月日　　平成１１年9月１日(任意団体設立平成４年９月１日)

2 事業所の概要

（1） 事業の種類　　指定地域密着型通所介護　指定介護予防通所介護相当サービス
（2） 事業の目的　　指定地域密着型通所介護　指定介護予防通所介護相当サービスは、介護保険法に従い要介護状態・要支援状態にある者又は、事業対象者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供するものです。
（3） 名　称　　特定非営利活動法人ネットワーク大府
機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん
（4） 所在地　　大府市追分町二丁目 67 番地
（5） 電話番号　　０５６２－４８－８２２５
FAX　　０５６２－３８－５０２０
（6） 管理者　　村瀬　典子
（7） 指定年月日　　平成３０年４月１日
（8） 通常の事業の実施地域　大府市
(9) 利用定員　　１単位　１０名　　２単位　１０名
(10) 営業日　　月曜日から金曜日までとします。ただし１２月２９日から１月３日までを除く
(11) 営業時間　　８時３０分から 17 時３０分まで
サービス提供時間　　１単位目 9 時～12 時 05 分　　2 単位目 13 時 30 分～16 時 35 分

3 職員体制

当事業所は通所介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職　種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	１名		事業所の従業者の管理及び業務の管理 生活相談員と兼務する。
生活相談員	１名以上		利用者の生活の指導と支援・援助 常勤１名管理者と兼務する。 常勤１名介護職員と兼務する

機能訓練指導員	１名		利用者の心身の状態に合わせた機能訓練プログラムの作成・実施・評価を行う。 生活相談員と兼務する。
介護職員	１名以上	１名以上	通所介護サービスを提供 常勤１名生活相談員と兼務する。

４ 通所介護事業所が提供するサービスと利用料金

（１） 介護保険の給付対象となるサービス(契約書第４条)

① 送迎・・・事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。概ね８時３０分頃から９時頃お迎え、１６時４５分から１７時１５分頃ご自宅へお送りしますが、道路状況・ご利用者の人数等で時間が前後することがありますのでご了承ください。

② 飲み物代・・・１００円／回

③ 日常生活費・・オムツ等は実費をいただくことがあります。

④ 排泄・・・排泄の介助を行います。利用者の小さな信号を見落とさないことを目標にしています。

⑤ 機能訓練・・・心身の状況に合わせ日常生活動作が無理なくできるよう、機能訓練とリラクゼーションを提供します。

（２）サービス利用料金

下記の料金表の自己負担額をお支払い下さい。サービス料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。
また、利用料金計算の端数処理により、若干の金額が異なる場合があります。

※１単位＝小規模規模３時間以上５時間未満　　※１単位＝10.14 円

ご契約者の介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本単位	416 単位	478 単位	540 単位	600 単位	663 単位

上記利用額以外に、①個別機能訓練加算（１）イ　５６単位／日。

② 個別機能訓練加算（Ⅱ）２０単位／月。科学的介護推進体制加算４０単位／月。

③ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）9.0%の負担があります。また基本単位に含まれる（送迎が行われない場合）△４７単位／片道減算となります。

ご契約者の介護度	要支援１・事業対象者（週１回程度）	要支援２・事業対象者（週２回程度）
基本単位	１７９８単位	３６２１単位

上記利用額以外に、①科学的介護推進体制加算４０単位／月。介護職員処遇改善加算（Ⅱ）が所定単位数の 9.0%の負担があります。

＊上記は、介護保険１割負担の方です。２割・３割負担の方は、倍の負担額になります。

ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合は、利用料金を一旦全額お支払いいただき介護認定を受けた後、自己負担金額を除いた金額が介護保険から払い戻される償還払いをお願いする場合もあります。償還払いとなる場合には、サービス提供証明書を交付いたします。

（３） 利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の利用料金は、毎月末ごとに１ヶ月分を請求しますので下記のどちらかの方法でお支払い下さい。

① 郵便局貯金口座からの自動引き落とし

② あいち知多農業協同組合　大府西支店

金融コード　　６５３１－４８１

普通預金口座番号　０３０３３１

口座名　　特定非営利活動法人ネットワーク大府

(ア) 利用の中止・変更・追加(契約書第７条)

① 利用予定日の前に変更・追加・中止もできます。この場合サービス実施の前日までに申し出て下さい。

② サービス利用の変更・追加時において、事業所が定員で満たされている場合には、他の日時についてご契約者と協議することになります。

５ 通報への同意(秘密保持)

利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性がある場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は大府市高齢者虐待防止センターに相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。

６ サービス提供記録の開示について

利用者又は利用契約書第２０条によって定められた代理人により、当該利用者のサービス
提供記録開示の要望がある場合には、特定非営利活動法人ネットワーク大府機能訓練支援型デイサービスしゃんしゃん個人情報規程に基づき、開示いたします。

７ 事故発生時の対応

事故が発生した場合には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事故後は、必要な行政への報告書を提出いたします。

８ ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(1)利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(2)ハラスメント行為などで健全な信頼関係が築けないと判断した場合、サービス中止、契約解除することもあります。

９ 苦情の受付について(契約書第21条)

苦情受付窓口　理事長　　矢　澤　久　子

管理者　　村瀬　典子

受付時間　　２４時間

電　　話　　０５６２－４８－８２２５

Ｆａｘ　　０５６２－３８－５０２０

大府市役所　　高齢障がい支援課

所在地　　大府市中央町五丁目７０

受付時間　　平日（月曜日から金曜日）８：３０～１７：１５
電　話　　０５６２－４７－６２８９
Ｆａｘ　　０５６２－４７－７３２０

知多北部広域連合事業部給付係
所在地　　東海市荒尾町西廻間２番地の１　（しあわせ村内）
受付時間　　平日（月曜日から金曜日）８：３０～１７：１５
電話　　０５２－６８９－２２６３
Ｆａｘ　　０５２－６８９－２２６５

愛知県国民健康保険団体連合会
所在地　　名古屋市東区泉一丁目６番５号　国保会館南館７階
受付時間　　平日（月曜日から金曜日）８：３０～１７：００
電　話　　０５２－９７１－４１６５

10 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

機能訓練支援型デイサービス　しゃんしゃん
説明者　氏　名　　村　瀬　典　子

私は、本書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意いたします。

契約者　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆者　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

附則

この規程　　平成３０年４月１日から施行する。

この規程　　平成３０年４月13日から施行する。

この規程　　平成３０年１０月１日から施行する。

この規程　　平成３０年１０月２３日から施行する。

この規程　　令和元年６月１日から施行する。

この規程　　令和２年４月１日から施行する。

この規程　　令和３年４月１日から施行する。

この規程　　令和４年６月１日から施行する。

この規程　　令和５年４月１日から施行する。

この規程　　令和６年６月１日から施行する。

この規程　　令和６年７月２４日から施行する。